

手続きの流れ(令和8年度・子育て世帯市内引越し応援事業)

申請者が行う手続き

認定申請(転居前の申請)

※住宅ローン【フラット35】地域連携型を利用して住宅を取得する方のみ
必要書類を揃えて、転居予定日の3か月～1か月前に申請してください。
(郵送または窓口※窓口は要予約)

利用する金融機関に【フラット35】地域連携型利用対象証明書を提出

福岡市内間で転居

転居届の提出

区役所または出張所で転居届を提出してください(転居から14日以内)

交付申請(転居後の申請)

必要書類を揃えて、転居日から1年以内に申請してください。
(オンラインまたは郵送または窓口
※窓口は要予約)

申請受付メールの確認

【窓口申請】窓口で申請者からメール送信
【郵送申請】受信した受付メールに返信
【オンライン申請】不足書類がある場合は、受信した受付メールに返信

助成金の受け取り

通知メールに記載のアンケートへご協力をお願いいたします。

福岡市の手続き

認定申請受付・審査
※審査には最低1か月かかります。

認定決定
通知書の送付(郵送)

交付申請受付
※不足書類・通知のやりとりはメールで行います。
郵送・オンライン申請の場合、1～5営業日を目安に福岡市からメールをお送りいたします。

審査
※助成金交付決定の審査には最大3～4か月かかります。

交付決定
通知書の送付(メール)
助成金のお振込み

認定申請【フラット35】地域連携型利用の方のみ

交付申請(※【フラット35】地域連携型で認定を受けた方も、助成金の受け取りには交付申請が必要です)

①住宅取得費助成②民間賃貸住宅家賃助成
2年目以降の継続助成には
毎年度申請が必要です。
通知メールで詳細をお伝えいたします。

・「認定申請(転居前の申請)」は、住宅ローン【フラット35】地域連携型を利用して住宅を取得する方のみ必要な申請です。それ以外の方は「交付申請(転居後の申請)」を行ってください。
・転居後の住宅によって必要書類が異なります。ホームページでご確認ください。